

第1回葉山町障害者福祉計画策定委員会(議事要旨)

日 時 令和5年6月2日(金)14時00分～15時00分
場 所 葉山町教育委員会 研修室・会議室1・2(保育園・教育総合センター2階)
出席委員 種田綾乃、雨宮由美、新井宏二、萩原崇至、菊池一美、柿本啓子、櫻井 初江、
山崎永子、秋元孝誠、野村勇氣 (10名)

欠席委員 大熊成子、有川雅裕、樫原絢子、中野徹、横溝由佳 (5名)

出席職員 福祉部 (事務局)
福祉課 (事務局)、秋山課長補佐、高貝主査、川島主事
子ども育成課 :内藤課長、柏木課長補佐、今山主査

傍 聴 人 1名

会議次第

- 1 あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 計画策定委員会について
- 4 委員長及び副委員長の選任について
- 5 議 題 1 葉山町障害者福祉計画について
 - (1) 現行の葉山町障害者福祉計画について
 - (2) 次期計画策定スケジュールについて
 - (3) 次期計画の期間について
- 6 その他

資 料 葉山町障害者福祉計画(令和3年3月策定)冊子
葉山町障害者福祉計画(概要版)
資料1 葉山町障害者福祉計画策定委員名簿
資料2 葉山町障害者福祉計画策定委員会規則
資料3 葉山町障害者福祉計画策定委員会傍聴要領
資料4 葉山町障害者福祉計画について
資料5 葉山町障害者福祉計画策定スケジュール(令和6年3月策定)

1 あいさつ

(事務局)

本日の資料の確認をお願いします。

※ 葉山町障害者計画(冊子・概要版)、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5の確認
本会議の議事録をまとめるため録音をさせていただくのでご了承ください。(一同了承)

(事務局)

葉山町では、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」が重なって「葉山町障害者福祉計画」となっています。

サービス量の見込みと確保策を定めた二つの計画が今年度で計画期間が満了するので、令和6～8年の3年間の計画を見直しで、皆様にお集まりいただきました。3年前、コロナ真っ只中で見通しもつかない中、サービス量の見込み、確保策を考えて皆様にご審議いただきました。今回コロナが5類に移行し、新しいステージの中での計画策定となっています。一方で新しい社会に合わせた見直しも踏まえた議論、1年間という長丁場となりますが、専門の立場、また、その枠を超えて様々なご意見をいただき、より良い計画を作っていければと思っています。

2 委員紹介

(事務局)

続きまして、本日は1回目の委員会でございますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の名簿の順に私の方でお名前を申し上げますので、恐れ入りますが、一言ずつご挨拶を頂けたらと存じます。

委員

神奈川県立保健福祉大学 講師です。今年度から私が係らせていただきます。元々精神障害者の支援であるとか、学校のスクールソーシャルワーカーなど幅広く仕事をしておりました。分からない部分も多々ありますが、勉強させていただきながらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員

N P O 法人メンタルサポート葉山の理事長をしております。元々は、「こころの相談室ポート」というところで今も非常勤として相談員をしておりますので、相談から見えてきたことをここでお話しさせていただいたり、葉山で就労支援もしておりますので、その辺のお話をしながら葉山にとってどのような施策が良いのかを一緒に考えさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員

「社会福祉法人湘南の風」の「支援センター風」施設長です。湘南の風での仕事は、随分長くなるのですが、こういった形で外に出るここ数年やっと得られている状態です。前年までは隣にいる菊池と「ジャストサイズ堀内」の立場で参加させていただいていたのですが、相談支援委員としては未熟ですので勉強させていただきながらお力になれたらと思います。

委員

湘南の風の新葉山はばたき 施設長です。昨年の10月に今まで葉山町の指定管理で「はばたき」の運営をしていたのですが、10月からは「新葉山はばたき」という形で法人の独自運営で運営をしています。まだまだ分からないこともあると思いますので、一緒に勉強しながらよろしくお願いいたします。

委員

同じく湘南の風の管理者です。これまで葉山で町の会議や前回の計画策定委員会では「支援センター風」の立場で参加しておりました。今年からは「グループホームジャストサイズ」の管理者の立場で、また違った角度で眺めることができと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

します。

委員 葉山町民生委員児童委員です。私は葉山の第1町内会の民生委員で障害者を担当しております。

○保健・医療・教育・雇用関係者として、

委員 今年度から神奈川県立「武山養護学校」は「武山支援学校」と表記が変わりました。支援学校の支援グループリーダーです。本校は、小学部から高校部まであり、葉山町在住の児童生徒が通ってきております。また、地域の中学校の相談もさせていただいております。今回のことで何かご協力できることがあればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 よこすか障害者就業・生活支援センター 施設長です。以前、高齢のケアマネを 20 年やってきたので障害の方はまだ疎いところがあったりしますが、雇用率が上がってくる中、これから就業できる機会がよりチャンスが巡ってくるというところで動いていきたいと思っています。ただ、コロナでお家を出られないこともあるので、そこからがスタートになると思います。いろいろな機関と協力しながら、また、葉山町の方の業者もいるので、そのようなところの力になって策定ができればと思います。

委員 葉山町立葉山小学校 教諭です。葉山町に来て6年目、特別支援学級は 3 年目になります。先ほどまで5年生のキャンプに行っておりました。荒天の中なんとか帰って来られたところです。小学生のことや町の教育など意見が言えると良いと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。なお、本日は、身体障害者福祉協会代表、手をつなぐ育成会、青い麦の会、葉山町社会福祉協議会、鎌倉保健福祉事務所の各医院が、欠席です。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。(以下職員 自己紹介)

福祉部福祉課 : (事務局)、秋山課長補佐、高貝主査、川島主事

福祉部子ども育成課 : 内藤課長、柏木課長補佐、今山主査

なお、福祉課が、当審議会の事務を担当いたします。よろしくお願いいたします。

本日は、葉山町が障害者福祉計画策定に係るコンサルテーション業務を委託しております株式会社地域環境計画が同席します。

3 計画策定委員会について

(事務局) 次第3 計画策定委員について、事務局より説明します。

本委員会は、条例により葉山町の附属機関として位置づけ、法的根拠や身分保障等を明確にするとともに、委員会に関する必要事項はこの規則で定めています。資料2で、委員の任期は計画の策定終了までとなっており、今回の任期は、令和6年3月 31 日までとなっています。

第4条で、委員長、副委員長を委員の互選により定めることとなります。

第5条で、委員会の開催は、委員長が召集し、その議長となり、委員の過半数が出席しなければ開くことができないこととしている。本日は委員 15 名中、出席委員9名、欠席委員5名と過半数の出席なので、規定により本委員会は成立しています。

4 委員長及び副委員長の選任について

- (事務局) 次第4の「委員長及び副委員長の選任について」です。提案等がございましたらお願いいたします。
- 委員 委員長に種田委員、副委員長に兩宮委員を推薦します。(異議なし)
- (事務局) これより、議事の進行を委員長にお願いいたします。
- 委員長 まず、会議の公開・非公開について説明ください。
- (事務局) 葉山町では、審議会等の会議は原則として公開することとしている。会議終了後、議事録等の会議内容をホームページで公表する予定です。傍聴の希望者が1名います。
- 委員長 この委員会は公開であることをご了承ください。それでは、傍聴の方に入っていただきます。
- (傍聴者1名入室)

5 議 題 1 葉山町障害者福祉計画について

議題(1) 現行の葉山町障害者福祉計画について

- 委員長 それでは議事に入ります。議題(1)現行の葉山町障害者福祉計画について、事務局より説明をお願いします。
- (事務局) 資料4、及び計画の冊子等により説明。
- 葉山町障害者福祉計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」の3つの計画を一体として策定したものです。この3つの計画のうち、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」については国の基本指針に基づき3年ごとに策定しております。計画の期間は緑色の冊子の10ページに計画の期間の記載があります。福祉計画は本年度が終了となっており、障害者計画は町の上位計画である総合計画に合わせて令和6年度までとなっています。次期計画の期間は、議題3で改めてご説明しますが、ここでは現在の計画の周期が1年異なっていることをご承知おきください。4ページの下四角、こちらは表記についての説明で、この計画全体では、全体を通して「障害者」という言葉に変えて「障害のある人」と表記をしております。障害の「がい」の字についても、国の法令と合わせ漢字の表記としており、次の計画でも表記の仕方を継承する考えでいます。
- 内容について、冊子47ページから96ページまでが葉山町障害者計画となっています。49ページ、この計画は町の障害者施策を推進するための基本となるものなので、基本理念と大きな5つの基本目標から成り立っています。基本理念「障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら住み慣れた地域で互いに支え合い共に安心して自分らしく暮らせる町」、この基本理念は、前回の平成27年度作成の計画より引き継いでいるものであります。50ページから基本目標で、この5つの基本目標は、これまでの箇条書きのような言葉ではなくわかりやすく、誰もが親しみやすい表現にこだわったところです。53ページは計画の体系で、これ以降の数値が基本目標を策定するために町で取り組んでいる事業の記載となっています。一つ一つの事業の説明は省略させていただきますが、次回の委員会でこの3年間の取り組み状況を報告する予定です。97ページからの第3編が、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」となっています。この2つの福祉計画については、国の指針に基づき法律に規定されている障害児者のための支援について事業ごとのサービス提供量や確保策についてまとめたサービスの

受給計画になります。今の計画では、これまでの利用実績から令和 3 年度から 5 年度までの見込み量を推定しています。この見込み量と実際に利用した利用量がどうだったかの検証は次回の委員会で行う予定です。次の計画では、今は令和5年度までの見込み量がありますが、この続きの、令和6年度から8年度までの見込み量を設定していくこととなります。また、新しい国の指針については、5月 19 日に発出されているので、その内容を踏まえて今後の見込みを立てていくことになります。こういった目標値等の計画の進行管理は、140 ページにあるように自立支援協議会でこの進行管理を行なっております。この委員会でも計画策定のためにこの数値はご報告させていただきますが、町の自立支援協議会で毎年実績値の報告、検証を行なっております。現在の計画は、令和2年度に検討し策定したもので、この3年間で法律も改正されたり事業所が増えたり随分状況が変わってきています。例を挙げると、65 ページに情報提供のことがでてくる記載があります。昨年 5 月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という法律が制定され、障害のある人も障害のない人と同じ時点で同じ内容の情報を取得できるようにといったものですが、そういった新しい法律の内容も新しい計画には含めていかなければならないものですし、76 ページには、町立の施設であった「葉山はばたき」の記載がありますが、昨年9月末でこの施設は廃止となり、10 月からはこれまでの運営法人が新たに民間の事業所として別の場所で運営をしています。あとは、今まで葉山にはなかなか新しい事業所ができなかったのですが、令和3年度4年度で就労継続支援 B 型事業所やグループホームが町内に新たにでき事業所の数が増えています。障害児のサービスについても近隣の事業所が増えたことで葉山からのサービスを利用するお子さんが増えている状況です。こうした現行計画と状況が変わった部所を中心に次の計画の内容を検討していくことになります。事務局からの説明は以上です。

委員長 ただいま柿本委員がいらっしゃいましたので、一言お願いいたします

委員 遅くなって申し訳ありません。葉山児童デイ「結」です。放課後等デイサービス、児童発達支援事業をやっております。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま、事務局より説明がありました障害福祉計画につきまして、ご意見やご質問がありましたらお願いします。前回から引き続き委員をされている方はいかがでしょう。

委員 委員を引き続き結構長く係らせていただいている最近思うのは、私も事業所で職員に「持続可能な福祉」を考えてほしいと伝えています。なぜかという、3 年かかったコロナ禍があり世の中が不安定になっていて、福祉が必ずしも残り続けられるものなのか、継続して考えていけるのかどうかというところに来ていると思っています。この福祉計画に関しても、そのような視点で見えていかないと、福祉は理念なので、理念をそのまま継続できるか難しい時代になっていると危機を感じています。そのへんを皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

委員長 ありがとうございます。「持続可能な」というところも今後のポイントとなって踏み込んでいけたらと思います。

委員 昨年まで支援センター風として相談支援事業に携わってきました。計画 91 ページにもあるように発達障害のあるお子さんへの支援体制の充実と書かれてありますが、この3年間は、障害児の相談支援が非常にクローズアップされてきたと思います。療育の結さんもいらっしゃるが、療育機関にかかりやすくなり療育機関へのハードルが下がったことは非常に喜ばしいことで

ある一方、療育機関は万能ではない。障害児の学童等の預かりの場ではなく、この計画にもあるように「共に大きくなろう」「健やかに障害のあるお子さんを育てていこう」というために療育機関があるのである。ここでは、サービスを充実させる一方で、親御さん達への指導というか、親御さん達へのケア、そしてサービスを使って大きくなることがどのようなことかを皆さん感じていると思うので、親御さんへの手当ての部分に加えて、正しい理解も進めていければと感じております。

委員長
委員

ありがとうございます。障害児の親御さんへのケアも含めて今後検討していければと思います。私の立場からは、湘南の県でもそうですが、障害のある利用者の重度・高齢化への対応が私どもの法人でもグループホームを運営していますが、介護保険と併用している利用者の方や、認知症の診断を受けた知的障害者の方を支援するにあたり、重度高齢化に対する施策、対応を含めたところをこれからもっと考えていかなければいけないと個人的に思っています。その中で地域生活拠点の拠点機能などの町としての位置付けを併せて一緒に考えていけると、もっと障害のある方が充実した生活が送れるとお思います。

委員長
委員

ありがとうございます。重度高齢化ということも今後、検討していければと思います。他の委員からもお話があったように、確かに資源が増えてきていますが、葉山町の子供の事業所は私ども一つですが、隣の逗子市は今、すごく増えていて、結を立ち上げた時は1個だったのが今は児童発達しかやっていないところもあります。6事業所と増えている状況です。選択肢が増えた分、保護者の方は預ければなんとかしてくれる、預ければどうにかなるという考えを持つ方が確かに増えているように思います。事業所の立場から言えば、預かるだけでなくその子が何年か後にこうなって欲しいということも含めて、事業所の力、事業者のクオリティを上げることも大事だし、保護者の方の考え方も少し教育していくこともわかってもらいたいと今、とても感じています。選択肢が増えるのは良いことですが、雨宮さんの立場と同じように、事業所を立ち上げるのは良いが継続はとても大変なことで、実際、コロナ禍でうちも大変厳しい状況でありました。今もそんなに楽ではなく、3年に1回大きな法改正が入る中で、事業を継続してやっていくのは大変なことだと思います。ましてやうちのように小さいところは、これからどうしていくか悩ましい状況です。私どもは、昨日、この6月で9年目を迎えましたが、よくやってこられたと思う。実際何度も危ない時がありました。継続することも難しい中、福祉というものがどうあるべきかもう1回考えるべきだと思います。これだけ事業所が増えた中、私どもも9年目に入ったところで「しっかりクオリティをあげていく」「きちんと選んでもらえる事業所になっていく」「選ぶ力を持っている保護者を増やしていく」ことを考えていきたいと思っています。

委員長
委員

ありがとうございます。いろいろところで今、いただいたご意見はつながっていると思います。もう一つ、言わなくてはいけないことがありました。私ども相談支援事業所で「声」、個人へ相談支援を行ってきた一方で、葉山町から基幹相談支援事業も受託している。こちらに関しては、クライアントさんが事業所だったり地域そのものだったりする事業です。計画 131 ページにあるように「相談支援を充実するだけでなく相談支援体制を充実させていく」ことも基幹相談支援センターの大きな役割となっています。事業所同士が支え合う仕組み、事業所同士が支え合う場を充実させていくことと同時に障害福祉分野だけで解決することもできない様々

なジャンルとの連携が求められてきているので、こちらも基幹相談支援センターの新井施設長にバトンタッチしているところですが、一緒にやっていければと思っています。障害分野と児童の分野、障害分野と就労分野、教育分野、高齢福祉分野、医療分野、司法、生活困窮者分野等の連携をせずに複合的な課題に対して対処していくことが難しくなっておりますので、今後ともそのような視点で、私は今度、居住の場にはなりますが、意識して取り組んでいきたいと思っています。その部分についても、この計画で少し明確になっていくと良いと思っています。

委員長

議題(2) 次期計画策定スケジュールについて

委員長 それでは、議題(2)次期計画策定スケジュールについて事務局より資料5の説明をお願いいたします。

(事務局) 資料5をご覧ください。この策定委員会は、本日の会議を含めまして6回を予定しております。今回は、3年前と違いアンケート調査を実施いたしませんので、少しスケジュール的に余裕があるかと思えます。

第1回目が本日6月2日、次回の第2回目を7月5日に予定しております。次回は主に、現行の福祉計画のサービスの利用に関する目標値と実績値の比較や障害者計画に記載している事業の現在の状況など、新しい計画を作るために、現計画の目標をどれだけ達成できているかの検証を行います。

次に第3回目、9月中頃を予定していますが、第2回目の実績値の検証や国の指針を踏まえて、次期計画の数値目標を検討していきたいと考えています。また、併せて、障害者計画の次期計画の見直し案の提示や報告を予定しています。

第4回目以降の日には未定ですが、10月、11月と1か月に1回程度のペースで開催し、第4回目では障害福祉計画を中心に、第5回目では障害児福祉計画を中心に次期計画案を検討し、第5回目でパブリックコメント案として取りまとめとあります、町のルールとして計画などを策定する際は、広く意見を聞くこととなっているので、第5回目でパブリックコメントにかける案を取りまとめたものを12月から1ヶ月程度パブリックコメントにより町民の意見募集を行います。続いて2月の第6回会議でパブリックコメント結果報告と計画案への反映を再検討していただき、その結果により最終取りまとめを行い、3月には議会への説明や印刷処理を行い、配布、公表していきたいと考えております。

ただし、パブリックコメントの結果、特に修正が必要ない場合は、第6回目は書面等での報告のみとなることもありますので、ご承知おきください。

スケジュールについては以上でございます。ただ、多少早まったりずれ込んだりとお示しのとおりにいかない場合もあるかと思いますので、とりあえずの予定ということでご理解いただければと思います。

委員長

ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問ありましたらお願いします。

(特になし)

では、このスケジュールで行うということで、よろしいでしょうか。では、次へ進めさせていただきます。

議題(3) 次期計画の期間について

委員長 では、議題(3)次期計画の期間について 事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 議題(3)次期計画の期間について、今後、計画の内容を検討していただくにあたり、まず何年間の計画にするかによって内容が変わってくるので、計画期間について皆様にお諮りしたいと思います。資料5の裏面、事務局案としては、現在、令和 6 年までとなっている障害者計画を見直しのうえ、2 年間延長し、福祉計画の3年間と期間を合わせることを提案させていただきます。先ほどの原稿計画の説明でもお話ししましたが、現在の3つの計画のうち、障害者計画は町の総合計画に合わせて令和6年度までの4年間障害者福祉計画と障害児福祉計画が国の指針に基づき令和5年度までの3年間となっております。下の段にある障害児・障害者福祉計画につきましては、5月 19 日付で厚生労働省より告示された基本指針によると、3年を1期として策定することを基本としつつ、地域の実情や報酬改正、制度改正の影響の有無を考慮して柔軟な期間設定を可能とするとあります。ただ、この指針の中で示されている目標値は、令和6年度から8年度までのもので、令和9年度以降については、また指針が示されるものと予想されます。そうすると、町の計画期間を3年間を超えて定めたとしても新たな指針が示される3年後には見直しが生じることになるので、計画の期間としては、基本の3年間で策定していきたいと考えています。また、一方で上の段にある障害者計画には、国の指針などはないので、期間の縛りがないのですが、従来、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3つは一体として策定しており、3年ごとに福祉計画を6年ごとに障害者計画を見直ししてきました。ただ、今回は町の上位計画である総合計画の関係から障害者計画のみ4年間という期間で策定したものの、この間、法律の改正もあり、新しい法律ができたり、今回の福祉計画の見直しに合わせてこういった新しい内容を盛り込み、見直しをして計画期間を2年間延長して次の福祉計画の期限の令和8年度までに合わせたいと考えています。その際、あくまで期間の延長になるので、基本理念や基本目標は現行のままで変えずに一部の内容の見直しとすることで、総合計画の内容とも大きく異なることはないと思いますので、終わりを令和8年度に合わせるといことをご審議いただきたいと思います。説明は以上です。

委員長 今、事務局から説明がありました、計画の期間について、障害者計画を延長して、終わりを障害福祉計画と障害児福祉計画と合わせる形にすることについて、皆さんいかがでしょうか。期間によって今後の検討の内容にも係ってくると思いますので、ご質問、ご意見お願いいたします。町の総合計画との兼ね合いでずれていたのを揃えて一体化してやっていくとのことなんです。

委員 ということは、1年ずれていたから戻して令和8年までに揃えて総合計画とも一緒になるということですね。

(事務局) 総合計画とはずれることになるのですが、総合計画が6年度までで7年度からの新しい計画の検討が、今始まっており、総合計画は、前期4年、後期4年の8年間の計画にするという話でした。ただ、総合計画と同じ年に見直しを行うのは、情報共有というか、情報交換などをしていないと内容がお互いにわからないので、総合計画ができた翌年に見直すのが一番適してい

るのではという意見が最近出ております。今の総合計画は7年度から新しくなるので、次にこの福祉計画を見直すのは、8年度になるので、総合計画が始まった翌年に福祉計画の見直しができることもあり、ちょうど良いタイミングだということもあり、従来6年に1回見直していた障害者計画を少し、前に戻すような形で合わせたいと思っております。

(事務局)

補足ですが、これは行政計画の理屈なのですが、町の最上位計画として、どんなまちづくりをしていきたいかという各種行政分野別にまとめた総合計画というものがあります。そこには、もちろん福祉の分野も含めて各種分野の進んでいくべき道などの書き振りがあります。総合計画は現在4年間で組んで計画を回しています。本来は、町の計画は、最上位の総合計画に個別計画がぶら下がっているのですが、それでもできれば計画期間を一緒にして見直し時期も一緒にするのが合理的ではありますが、先ほどの障害福祉計画は主に基本法は国の法律に基づいたサービスの提供であるとか、報酬の規定、また、今回ご審議いただくサービス量の見込みなどは、3年間をベースに国が対応方針、基本方針を出すのに基づいて作っていくという実務的な部分があります。一度、私どもは、総合計画と合わせた4年間でチャレンジしたのですが、紐づく障害福祉計画、障害児福祉計画は国の法律に沿った3年間で作るのも、どうしても進行管理上無理が生じてしまい、できれば計画の管理の部分は、上の障害者計画は3年間の倍の元の6年間に戻させていただく方が、計画の管理がしっかりでき、なおかつ、ここで定める町の障害者施策の方向性はもちろん総合計画にきっちり位置づけて大きな方向性はそれに沿ったもので進める。ただ、それに紐づく個別の障害福祉計画は、先ほど皆様からご意見いただいた細かいことを解決していけるように機動的にできるように、そこは総合計画の期間と少しずらさせていただくという行政側の理屈なのですが、そのような形で運営できる計画を進捗管理できればという担当からのご説明させていただきました。

委員長

今のような形では少しきつすぎる感じはありますが、それとも対応する形で障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画との一体化して整える形でよろしいでしょうか。

(特に意見なし)

そうしましたら、計画の期間について事務局で説明したとおり、令和8年度に終わりの時期を合わせる形でよろしいでしょうか。

(一同了承)

ありがとうございます。それでは本日の議題については、これで終了となります。

次回以降は、具体的な内容に入っていくと思いますので、葉山町の障害福祉に関してそれぞれの立場で感じられていることを中心にお話いただければと思っております。それでは、事務局にお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。今回の会議の内容は、議事録にまとめて町のホームページに掲載いたします。議事録は要約になりますので、ご自身が発言した内容と少しニュアンスが違うなどあるかと思しますので、町のホームページ掲載前に皆様に配布し内容の確認をお願いいたします。配布のタイミングは、次回会議資料と一緒に送付できればと考えております。

6 その他

(事務局)

委員から情報提供などありますか。

(特になし)

(事務局) 会議資料送付の際、連絡表を送らせていただいた。記入いただき、まだ提出されていない方は事務局職員にお渡しください。次回の開催は、7月5日午後を予定しています。

(事務局) 以上をもちまして本日の会議を終了します。

終 了